

毎月15日は 道民交通安全の日です



除雪後などの路面は滑りやすく危険です
歩行者も車を運転される方も十分気を付けましょう



▲最後は全員でのステージでした。

おかげさまで10年
12月13日に海洋研修センターで、奥尻吹奏楽団定期演奏会が行われました。今年で10回目を迎える演奏会は、3部構成で行われ、それぞれの演奏に、訪れた聴衆から、大きな拍手と喝采が贈られていました。

● 1月の専門医の出張診療日 ●

出張診療日程については、専門医や交通機関等の都合により変更となる場合がありますので注意ください。

矯正歯科診療

▶ 1月9日(金) 午後1時～予約が必要

消化器内科診療

▶ 1月16日(金) 受付 午後1時30分から
午後2時30分まで

耳鼻咽喉科診療

▶ 1月22日(木) 受付 午後1時30分から
午後2時30分まで
1月23日(金) 受付 午前8時30分から
午後2時30分まで

わが家の ★アイドル★



中川 直也さん(字奥尻)の

りん
三女 **琳** ちゃん(1歳2ヶ月)

～両親からのメッセージ～

元気で、のびのび育てね♡
パパ・ママより

◎忘れずに納期(月末)までに納めましょう
◎納税には便利な口座振替のご利用を

1月は
国民健康保険税 第7期
の納める月です



航空機ダイヤ

1月6日(火)～1月31日(土)

- HC2891 函館発 11:30 → 奥尻着 12:00
- HC2890 奥尻発 12:25 → 函館着 12:55

お問い合わせ先

(株)北海道エアシステム奥尻空港所 ☎3-2820
予約フリーダイヤル 0120-25-5971

- 12月の町長の動向**
- 1日 医師対策用務(札幌市)
 - 3日 定例課長会議
 - 6日 交通安全啓発ミニバレー
ボール大会
 - 9日 医師対策用務(函館市)
 - 16日 第4回奥尻町議会定例会
 - 22日 第2回日本海沿岸振興対
策に関する懇談会

雇用の維持と安定を！

国の「安定実現のための緊急総合対策」として、中小企業の雇用維持等創業支援を目的に、平成20年12月1日より、助成金の制度創設、助成内容の拡充が行われました。

- 1 **中小企業緊急雇用安定補助金【創設】**
経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、休業等を行った場合、休業手当相当額の5分の4を助成します。
- 2 **地域再生中小企業創業助成金【創設】**
新たに食料品製造業、飲食料品中小売業、介護事業等、情報サービス業、宿泊業、飲食店において創業する中小企業事業主に対し、創業経費（対象経費の1/2）及び労働者雇入れの経費（1人60万円）を助成します。
- 3 **高齢者雇用開発特別奨励金【創設】**
65歳以上の方を雇い入れた場合の賃金の助成を拡充。
- 4 **特定求職者雇用開発助成金【拡充】**
中小企業が障がい者を雇い入れた場合の賃金の助成を拡充。
- 5 **介護未経験者確保等助成金事業【創設】**
介護未経験者の職場安定を図るため賃金の一部を助成。
- 6 **試行雇用奨励金【拡充】**
中高年齢者、若年者の対象年齢の範囲を拡充。

■お問い合わせ先

ハローワーク函館事業所部門
☎0138-2610735 内線154

「遺族年金給付金」に関する、大切なお知らせです

- ◆特別遺族給付金の請求期限
平成24年3月27日まで延長されました。
- ◆特別遺族給付金の支給対象
平成18年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方へと拡大されました。

■お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部 ■011-709-2311
独立法人 環境保全再生機構 ■0120-3389-931
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

農業者のみなさんへ

肥料・燃油高騰緊急対策事業のお知らせ

米の生産調整に参加し、化学肥料の使用を低減するなどの一定条件を満たす3戸以上の農業者グループに対し、肥料費などの増加分の一部が国から助成されます。

事業の利用には申請が必要です。北海道協議会への提出期限は、平成21年1月30日となりますので、町または、JAへは、**平成21年1月15日までの提出**をお願いします。

詳しいことについては、役場産業建設課農林係（☎2-3411番）またはJA新函館厚沢部基幹支店営農課（☎0139-64-3321番）へお問い合わせください。



働いている

調理師の皆さまへ！

○調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届けなければならぬと定められており、今年は届出の必要な年となっていますので、届出用紙に平成21年1月15日までに事務取扱所へ届けてください。



○届出が必要な調理師の方とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。
・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多人数に飲食物を調理して提供している施設
・飲食店営業、魚介類販売業、そらぎい製造業

○届出用紙は、次の事務取扱所に備え付けられています。
北海道全調理師会江差支部
☎0139-52-11848
北海道全調理師会江差支部
奥尻分会（有）もり川内
☎0139-72-13137

■詳しくは、北海道全調理師会江差支部及び分会、または江差保健所子ども・保健推進課保健予防係（☎0139-52-11053）にお問い合わせください。

医師・歯科医師・

薬剤師の

皆さまへ！

平成20年は、医師・歯科医師・薬剤師の届出の年に当たります。

この届出は、医師法・歯科医師法・薬剤師法の規程により、義務づけられていますので、所定の届出票に記載のうえ、平成21年1月15日までに原則として住所地の保健所まで提出してください。

なお、平成20年12月31日現在、就労されていない方も届出が必要となりますので、最寄りの保健所までお問い合わせください。



■お問い合わせ先

檜山保健福祉事務所保健福祉部（江差保健所）保健福祉企画課企画調整係
住所 江差町字本町63番地
☎0139-52-11053